

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

目次

告示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………(農業施設管理課)	13
○土地改良法に基づく道営換地計画の決定……………(農業施設管理課)	13
○知事権限に係る保安林の指定……………(治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………(治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………(治山課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………(治山課)	14
○道路の供用の開始……………(道路課)	15

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	15
----------------------	----

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定……………	16
-----------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	17
------------------------	----

告示

北海道告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（福原地区ため池等整備〔用排水施設整備〕）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成24年12月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、厚真町美里第2地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成24年12月19日から20日間、一

北海道告示第695号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町藻散布71（次の図に示す部分に限る。）、34、75
- 2 指定の目的 霧害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第696号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡清水町字熊牛32の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、30の1・32の1・33の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、146の15、146の16
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌郡小平町字鬼鹿秀浦556（国有林。次の図に示す部分に限る。）、292の2・293・294（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第697号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川総合振興局産業振興部林務課及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第698号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成24年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張郡由仁町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張郡由仁町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。由仁町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第699号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 増毛 稲田線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	雨竜郡北竜町字竜西239番地先から 同郡北竜町字竜西6番41地先まで	平成24.12.20
道道 南黄金長和線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部	伊達市錦町3番8地先から 同市山下町43番地先まで	平成24.12.20 午後1時

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道釧路総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年12月18日

北海道釧路総合振興局長 村井 悟

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車 1台(交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を当該契約の相手方から調達する。)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成25年3月25日(月)

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号及び平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格(自動車の購入)を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達に関し、仕様を満たす物品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年12月18日(火)から平成25年1月23日(水)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成24年12月31日、平成25年1月2日及び同月3日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局3階会議室(送付による場合は、3の(1)のウの場所に同じ。)
- (2) 入札日時 平成25年1月30日(水) 午後1時30分(送付による場合は、同月29日(火)必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成24年5月18日付け北海道釧路総合振興局告示第1号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道釧路総合振興局のホームページ（http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujyouhou.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

- (1) 入札に付する事項に係る自動車（道が交換により引き渡す自動車を除く。）に関し、自動車重量税を代納し、自賠責保険契約を締結し、及びリサイクル費用の預託等を代行すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

電話番号 0154-43-9133

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 30, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than January 29, 2013)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 2-2-54, Urami, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan
Phone : 0154-43-9133

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成24年12月18日

北海道収用委員会会長 山 口 均

- 1 事件名
平成24年（収）第5号 札幌圏都市計画道路事業（3・4・15号福住・桑園通）収用事件
- 2 起業者の名称
札幌市
- 3 事業の種類
札幌圏都市計画道路事業（3・4・15号福住・桑園通）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種類
札幌市中央区南七条西十四丁目	1361番1	宅地	2,934.15	2,736.87	129.39	敷地権の割合772,194分の5,439 共有持分24分の4 高橋 由希恵	東京都世田谷区北沢一丁目4番2号	北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東一丁目2番地	なし	使用借権
								キャンシステム株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目22番42号	なし	使用借権

5 裁決手続開始決定の日
平成24年12月7日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第450号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年12月18日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

- 落札に係る物品等の名称及び数量
X線マイクロアナライザーの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 落札を決定した日
平成24年10月30日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日立キャピタル株式会社
(2) 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 落札金額
514,290円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成24年9月14日付け北海道警察本部告示第333号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目